平成２５年（フ）第１８９１号
東京都大田区大森本町２丁目９－４
債務者　渡辺　涼子
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９０５号
東京都板橋区板橋４丁目28―10―205
債務者　堰合　美幸
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９０９号
東京都町田市本町田1297―１―306
債務者　平井　俊行
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９１４号
東京都足立区千住曙町35―３　冨士自動車株式会社第三寮
債務者　平出　健二
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９１８号
東京都調布市佐須町３丁目13―９―201
債務者　原　　徹也
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９４２号
東京都武蔵村山市大南３―42―２、住民票上の住所青森県三沢市岡三沢７丁目28―１―202
債務者　佐々木喜久男
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９４５号
東京都渋谷区恵比寿１丁目27―10―707
債務者　上野　友子
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９４９号
東京都江東区海辺２－１―302
債務者　中川メルセリタモンテスこと　ナカガワ　メルセリタ　モンテス
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９５１号
東京都国分寺市日吉町１丁目38―10　アメニティコウヤマ第５ガーデン302
債務者　高塚　　厚
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９５７号
東京都北区浮間１丁目７―24―305
債務者　坂口　拓斗
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９７６号
東京都杉並区和田３丁目41―30―206
債務者　荒木　円香
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９７９号
東京都福生市南田園３丁目３―15―105
債務者　新井　豊子
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９８０号
東京都板橋区常盤台４丁目７－３―206
債務者　佐藤日登美
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９８１号
神奈川県川崎市川崎区四谷上町８―13
債務者　金子　健一
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９８４号
東京都世田谷区野沢４丁目９－１　野沢ホームズ２－D
債務者　川名　裕美
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部